排出事業者 各位 (収集運搬業者)

公益財団法人エコサイクル高知

大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行に伴う 石綿含有仕上塗材(汚泥)の受け入れについて

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素より当財団をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、令和3年4月1日の「大気汚染防止法の一部を改正する法律」の施行に伴い、石綿含有仕上塗材が廃棄物となったもののうち、汚泥に該当するものについて、下記のとおり<u>汚泥(石綿含有産業廃棄物)</u>として受入品目に追加することにしました。

受入基準などの詳細につきましては、当財団のホームページに掲載しています「搬入の手引き(令和4年11月改訂版)」をご覧ください。

記

1. 追加する受入品目及び処理料金

受入品目:汚泥(石綿含有産業廃棄物)

石綿含有仕上塗材が廃棄物となったもののうち、高圧水洗工法や剥離剤の併用等により除去されたもので、<u>泥状</u>を呈しているものが該当します。

料 金:30,000円/トン(税別)

受入条件:廃石綿等と同様に、二重梱包等の飛散防止措置を講じたうえ、 フレキシブルコンテナバックに入れて搬入してください。

2. ご参考

- ①受入廃棄物の種類及び処理料金
- ②個別受入基準 表 2
- ③分析項目 別表-2
- ④受入れチェックリスト(記載例)
- ※①~④のいずれも「搬入の手引き(令和4年11月改訂版)」に掲載中。

(お問合わせ窓口)

〒781-2164

高知県高岡郡日高村本村字焼坂 659番 1 公益財団法人エコサイクル高知事務局

業務課:本山 0889-24-6210

3 受入廃棄物の種類及び処理料金

産業廃棄物及び一般廃棄物は税抜き/医療廃棄物は税込み。

	廃棄物の種類	受入料金(単位)		
産業廃棄物	1. 燃え設	15,000 円/t		
	2. ばいじん	15,000 円/t		
	3. 汚泥(無機性汚泥(建設汚泥を除く))	25,000 円/t		
	4. 汚泥(石綿含有産業廃棄物)	30,000 円/t		
	5. 鉱さい	9,000 円/t		
	6. 廃石綿等(飛散性)	30,000 円/t		
	7. 廃石膏ボード	12,000 円/t		
	8. 建設混合廃棄物	20,000 円/t		
一般廃棄物	燃え殻等	6,000 円/t		
医療廃棄物	1.感染性廃棄物	29		
(感染性/非感染性)	2.非感染性廃棄物	円/パル 27		

- 注1) 1トン未満の端数については 10kg 単位で計算します。10kg 未満は 10kg とします。
- 注2) 廃石綿等、汚泥(石綿含有産業廃棄物)の受入料金は重量ベースですが、セメント 固化等の安定化により単位体積重量が大きい場合は、別途協議により単価を設定し ます。
- 注3) 医療廃棄物の受入料金は容器サイズに応じて個数毎に計算します。
- 注4) 廃石膏ボードは紙が除去されたもので、粉砕されたものに限ります。
- 注5) 汚泥(石綿含有産業廃棄物)は石綿含有仕上塗材に限ります。

4. 契約・登録等に係る窓口

公益財団法人 エコサイクル高知 契約事務担当

〒781-2164 高知県高岡郡日高村本村字焼坂659-1

T E L: (0889)24-6210 F A X: (0889)24-6212

E-mail: info@ecokochi.or.jp

表2 個別受入基準

区 分	品目		受 入 基 準
産業廃棄物	1:燃え殻	1)	公定法※1に基づく溶出試験結果が、別表-1
(埋立処分を行う			に定める判定基準値を越えないこと
もの)		2)	火気を帯びていないこと
		3)	含水率 85%以下の湿潤状態のものであること
		4)	熱しゃく減量が 10%以下であること
		5)	水銀を 15mg/kg を超えて含有していないこと
	2:ばいじん	1)	公定法*1に基づく溶出試験結果が、別表-1
		٥)	に定める判定基準値を越えないこと
		2)	乾式で集じんされたばいじんは、あらかじめ
			大気中に飛散しないように加湿等の必要な 処置を講じたものであること
		3)	^処 直を講じたものであること 湿式で集じんされたばいじんは、含水率 85%
		3)	ル式で乗じんされたはいしんは、音水準 65% 以下に脱水したものであること
		4)	水銀を 15mg/kg を超えて含有していないこと
	3:汚泥	1)	公定法**1に基づく溶出試験結果が別表-1に
	〔無機性汚泥	'/	定める判定基準値を越えないこと
	(建設汚泥を	2)	非水溶性のものであること
	除()]	3)	含水率 85%以下であること
		4)	水銀を 15mg/kg を超えて含有していないこと
	4:汚泥	1)	公定法※1に基づく溶出試験結果が別表-1に
	(石綿含有		定める判定基準値を越えないこと
	産業廃棄物)	2)	非水溶性のものであること
		3)	含水率 85%以下であること
		4)	水銀を 15mg/kg を超えて含有していないこと
		5)	以下の飛散防止措置が両方とも確実に行われ
			ているもの
			① あらかじめ固形化、あるいは薬剤による
			安定化等、これらに準ずる飛散防止措置を
			行っているもの。 ② さらに、耐水性の材料で二重にこん包さ
			れ、こん包に破れ等の損傷が見られないも
			か。この色に吸れずの損傷が充らればいる。
		1)	 公定法**1に基づく溶出試験結果が、別表-1
	0.340	'/	に定める判定基準値を越えないこと
		2)	火気を帯びていないこと
		3)	最大径が概ね 15cm以下であること
		4)	鋳物砂再生工程から発生した鉱さいの場合は
			① 発熱性を有しないことが確認されているこ
			کے
			② 鋳物砂再生工程から発生した鉱さい以外
			の鉱さいが混入されていないこと
		5)	
	6:廃石綿等※2	1)	以下の飛散防止措置が両方とも確実に行われ
			ているもの
			① あらかじめ固形化、あるいは薬剤による 安定化等、これらに準ずる飛散防止措置
			安定化寺、これらに至りる飛散防止指し を行っているもの。
			② さらに、耐水性の材料で二重にこん包さ
			れ、こん包に破れ等の損傷が見られない
			もの
	Ī	1	- ·

表2 個別受入基準

区 分	品目	受 入 基 準
	7:廃石膏ボード	1) 紙類が除去されたもの
	8:建 設 混 合 廃棄物	 建物等の新築、改築、除去に伴って生じるものであること 最大径が概ね 15cm以下であること あらかじめ、中空状態でないように前処理されたもの
一般廃棄物 (埋立処分) 廃棄物)	燃え殻等	 公定法*1 に基づく溶出試験結果が、別表-1 に定める判定基準値を越えないこと 熱しゃく減量が 10%以下であること 含水率 85%以下の湿潤状態のものであること ばいじんにあっては、法令*3で定められた処理が行われているもの。 火気を帯びていないこと 水銀を 15mg/kg を超えて含有していないこと

※各品目における溶出試験項目については、別表-2のとおり

- 注1) 「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法(環告 13、昭和 48)」を指す。
- 注2) 廃石綿等及び石綿含有廃棄物については、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル (第3版)(環境省環境再生・資源循環局 令和3年3月)」及び「廃棄物の処理及び 清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)」に準拠すること。
- 注3) 「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として 環境大臣が定める方法(厚告 194、平成 4 年)」による。

〇 対象とする廃棄物と分析項目の関係

廃棄物		ばいじん	鉱さい	汚泥		
分析項目	燃え殻			汚泥	廃ブラスト	石綿含有 産業廃棄物
アルキル水銀	0	0	0	Δ	_	_
全水銀	0	0	0	Δ	0	0
カドミウム	0	0	0	Δ	0	0
鉛	0	0	0	Δ	0	0
有機リン	_	_	_	Δ	_	_
六価クロム	0	0	0	Δ	0	0
ひ素	0	0	0	Δ	0	0
シアン	_	_	_	Δ	_	_
PCB	_	_	_	Δ	0	0
トリクロロエチレン	_	_	_	Δ	_	_
テトラクロロエチレン	_	_	_	Δ	_	_
ジクロロメタン	_	_	_	Δ	_	0
四塩化炭素	_	_	_	Δ	_	_
1. 2ージクロロエタン	_	_	_	Δ	_	_
1. 1ージクロロエチレン	_	_	_	Δ	_	_
シスー1. 2ージクロロエチレン	_	_	_	Δ	_	_
1. 1. 1ートリクロロエタン	_	_	_	Δ	_	_
1. 1. 2ートリクロロエタン	_	_	_	Δ	_	_
1. 3ージクロロプロペン	_	_	_	Δ	_	_
チウラム	_	_	_	Δ	_	_
シマジン	_	_	_	Δ	_	_
チオベンカルブ	_	_	_	Δ	_	_
ベンゼン	_	_	_	Δ	0	0
セレン	0	0	0	Δ	0	0
1. 4ージオキサン	0	0	_	Δ	_	_
ダイオキシン類	0	0	_	Δ	_	_

〇:排出事業者が溶出試験(水銀は溶出試験及び含有量試験の両方·ダイオキシン類は含有量 試験)を実施する項目

Δ:業種によって必要項目を実施

注) 溶出試験結果等の有効期限は、申込日から6ヶ月以内とします。

石綿含有仕上塗材産業廃棄物の受け入れチェックリスト(記載例)

排出事業者の記載欄	(公財)エコサイクル高知 確認欄
1. 事前調査(仕上塗材の種別)	
石綿含有吹付け材(石綿含有ひる石及び石綿含有パーライト)以外である。	
※石綿含有ひる石及び石綿含有パーライトは廃石綿等に該当しますので、ご留意ください。	
しない はい 写真添付 あり	「はい」を確認
2. 石綿含有の有無	
石綿を廃棄物となる建材の重量の0.1%を超えて含有している。	2. 添付の証明書等で確認
(建材の識別資料及び分析結果書等の証明書類を添付すること)	
して はい いいえ 証明書類 あり	「はい」を確認
3. 仕上塗材の性状	
(1) 廃棄物は仕上塗材のみである(外壁と一体で除去されたものではない)。	3. 添付の写真で確認
しない はい 写真添付 あり	(1) / 「はい」を確認
(2) 高圧水洗工法や剥離剤併用等により除去され、 泥状を呈している 。	
※非泥状の場合は廃プラスチック類(石綿含有)に該当しますので、ご留意ください。	添付の写真で確認 ※疑義がある場合は現地確認
して はい	「はい」を確認
(3) 仕上塗材の除去工事時写真(施工方法及び排出時の性状が解るもの)がある。	添付の写真で確認
しない はい 写真添付 あり	(3) ノ 「はい」を確認
(4) 溶出試験結果が、別表-1に定める判定基準値を超えていない。	77 / 1 0 = 1 5 A / 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	添付の試験結果等で確認 (4) (4) (5) (4) (5) (5) (4) (5) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7
はい はい 試験結果 あり	┃┃
(5) 廃棄物である仕上塗材の含水率が <u>85%以下</u> である	
(分析結果書等の証明書類を添付すること)	添付の証明書等で確認 (5)
しない にいえ 証明書類 あり	「はい」を確認
4. 仕上塗材の梱包前の措置	
梱包前に <u>固型化</u> 、薬剤による <u>安定化</u> 等の飛散防止措置を講じている。	4. 添付の写真及びSDS等の証明書で確認
(剥離剤、使用薬剤のSDS等、薬剤名、成分がわかる書類を添付すること)	
しない にいえ 写真/証明書 あり	「はい」を確認
5. 仕上塗材の梱包方法	
3. 仕工室材の梱包方法 耐水性のプラスチック袋等で2重に梱包し、梱包材に破損がみられない。	5. 添付の写真で確認 5. ※搬入時にも目視確認
しない はい 写真等 あり	「はい」を確認
	3の(2)が「いいえ」は「廃プラ(石綿)」に該当
リスト作成日:令和 4 年 11 月 5 日 搬 入 日 :令和 4 年 11 月 10 日	
(フリガナ) コクチ シャ (フリガナ) コクタョウ 排出事業者: 高知●●社 排出事業場: ●●工場	
	受入の可否
	受入 月
	令和 4 年 11 月 10 日 に連絡ずみ 印